

## 愛知県教育委員会教職員表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、優れた教育活動に取り組む教職員を表彰することにより、県内の公立学校及び公立幼稚園の教職員の意欲を高め、資質能力の向上に資することを目的とし、愛知県教育委員会が行う表彰の実施について必要な事項を定める。

(被表彰者)

第2条 被表彰者（次項の愛知県教育委員会若手教職員等奨励賞被表彰者を除く）は、愛知県立の高等学校及び特別支援学校の教職員並びに市町村立の小学校、中学校、義務教育学校とその他の学校に勤務する愛知県教育委員会に任命権が属する教職員並びに市町村立幼稚園教職員及び市町村立認定こども園教職員であって、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 現に管理職ではない教職員であり、推薦年度の4月1日現在において、教職員経験が10年以上あり、かつ、年齢が35歳以上の者
  - (2) 次のいずれかに該当する者
    - ア 創意工夫ある教育活動により、顕著な成果をあげた者
    - イ 使命感を持って教育活動の改善に取り組み、信頼が厚い者
    - ウ 地道な教育活動を継続して行い、他の模範となる者
  - (3) 県立学校（豊橋市立豊橋高等学校、豊橋市立くすのき特別支援学校、瀬戸市立瀬戸特別支援学校、刈谷市立刈谷特別支援学校及び豊田市立豊田特別支援学校を含む。）においては校長の、幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校においては市町村教育委員会教育長の推薦が得られた者
- 2 前項に規定する表彰のほか、学校教育における教育実践等に顕著な成果を上げた教職員（教職員経験が10年に満たない教職員に限る。）であって、本項に規定する賞を受けた後、さらに顕著な成果を上げることが見込まれる者を表彰するため、「愛知県教育委員会若手教職員等奨励賞」を授与することとする。
- 3 愛知県教育委員会若手教職員等奨励賞は、愛知県立の高等学校及び特別支援学校の教職員並びに市町村立の小学校、中学校、義務教育学校とその他の学校に勤務する愛知県教育委員会に任命権が属する教職員並びに市町村立幼稚園教職員及び市町村立認定こども園教職員であって、次の各号のすべてを満たす者に対して授与する。
- (1) 現に教職員であり、推薦年度の4月1日現在において、教職員経験が10年未満かつ年齢が50歳未満である者
  - (2) 第1項(2)、(3)に規定する要件を満たす者

(表彰選考会議)

第3条 表彰の適正を期するため、表彰選考会議を設置する。

2 表彰選考会議には、会長、副会長及び委員を置く。

3 表彰選考会議の委員は、愛知県教育委員会教育長が命ずる。会長は事務局長、副会長は次長をもって充てる。

4 表彰選考会議は、被表彰者の選考を行う。また、被表彰者の中から文部科学大臣優秀教職員表彰候補者及び若手教職員等奨励賞候補者の選考もあわせて行う。なお、文部科学大臣優秀教職員表彰候補者については、原則として50歳未満の者であることとし、過去の愛知県教育委員会教員表彰受賞者及び愛知県教育委員会教職員表彰受賞者も対象とする。若手教職員等奨励賞候補者については、原則として50歳未満の者であることとし、過去の愛知県教育委員会若手教職員等奨励賞受賞者も対象とする。

また、文部科学大臣優秀教職員表彰「社会に開かれた教育実践奨励賞」候補者があった場合については、選考会議において要件を満たしているかの確認を行うものとする。

(被表彰者の決定)

第4条 校長又は市町村教育委員会教育長から愛知県教育委員会に推薦された者のうち、校長又は市町村教育委員会教育長の作成した推薦書に基づき、表彰選考会議の選考を経て、愛知県教育委員会事務局長が決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、愛知県教育委員会教育長が表彰状を授与することにより行う。

2 表彰は毎年1回行うこととする。

(庶務)

第6条 愛知県教育委員会教職員表彰に関する庶務は、愛知県教育委員会教職員課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、愛知県教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 元 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。